



教小第673号
令和4年3月29日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

臨時的任用教職員等の年次休暇の取扱いの一部変更について（通知）

標記の件について、別添写し（令和4年3月28日付け教県第1000号「臨時的任用教職員等の年次休暇の取扱いの一部変更について（通知）」）のとおり、埼玉県教育委員会が任命した臨時的任用教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）の年次休暇の取扱いについて、令和4年4月1日から、一部変更をします。

つきましては、臨時的任用教職員等の年次休暇を繰り越すにあたっての留意点を別紙1～3のとおり更新しましたので、管内小・中学校等に周知するとともに、該当の臨時的任用教職員等に対し、本通知及び別紙を手交の上、説明するなど、事務処理に遺漏のないよう対応をお願いします。

なお、平成28年3月29日付け教小第695-1号「臨時的任用教職員等の年次休暇の取扱いについて（通知）」は、令和4年3月31日限りで廃止します。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅
電話：048-830-6937

臨時的任用教職員等の年次休暇の繰越し日数

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

第9 年次休暇関係

9 年次休暇日数

（4）埼玉県教育委員会の発令による臨時的任用の任期満了後、一定期間空けて新たに埼玉県教育委員会に採用された職員の年次休暇の日数は、新たな任用の期間に応じた年次休暇の日数に、直前の臨時的任用期間中の残日数（20日を超える場合にあっては20日）を加えた日数とする。

なお、「一定期間」とは、1日から9日までであり、最大で9日間とする（週休日及び休日を含む）。

○ 「直前の臨時的任用期間中の残日数」の繰越しについて

残日数の7時間45分未満の端数については、そのまま繰り越すこと。

（例1） 令和4年3月31日に年次休暇の残日数が2日と4時間15分であった者が、令和4年4月10日に欠員補充の臨時的任用教職員として採用された場合

(残日数) 2日 4時間15分	+	{ 新たな任用の期間に応 じて付与される日数 } 10日	=	{ 年次休暇 の日数 } 12日 4時間15分
-----------------------	---	------------------------------------	---	----------------------------------

（例2） 令和4年3月22日までが任期の臨時的任用教職員（年次休暇の残日数が6日と3時間15分）が、令和4年4月1日に本採用教職員として採用された場合

(残日数) 6日 3時間15分	+	{ 新たな任用の期間に応 じて付与される日数 } 15日	=	{ 年次休暇 の日数 } 21日 3時間15分
-----------------------	---	------------------------------------	---	----------------------------------

臨時的任用教職員の年次休暇の取扱例

1 具体例

(1) 年次休暇を1日も取得しない場合

		令和3年度					令和4年度					令和5年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	10日	10日					30日					30日					30日								
残日数	-	10日					30日					30日					30日								
繰越日数	-	-					-					-					-								
使用日数	0日	0日					0日					0日					0日								
残日数	10日	10日					30日					30日					30日								

(2) 年次休暇を使用した場合

		令和3年度					令和4年度					令和5年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	10日	10日					19日					19日					24日								
残日数	-	6日					9日					9日					14日								
繰越日数	-	-					-					-					-								
使用日数	4日	4日					6日					6日					7日								
残日数	6日	6日					13日					14日					17日								

(3) 令和4年度から本採用となった場合

		令和3年度					令和4年度					令和5年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	10日	10日					35日					35日					40日								
残日数	-	10日					20日					20日					20日								
繰越日数	-	-					-					-					-								
使用日数	0日	0日					0日					0日					0日								
残日数	10日	10日					35日					35日					40日								

2 その他

「一定期間」とは、1日から9日までであり、最大で9日間とする（週休日及び休日を含む）。

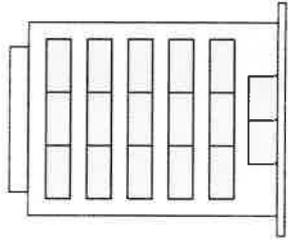
臨時的任用教職員等の年次休暇の取扱いフロー（参考）

別紙3

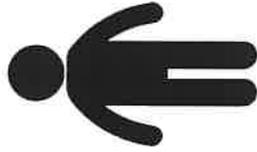
【現在の任用校と新たな任用校が異なる場合】

《新たに採用する市町村教育委員会》

① 該当者が新たな任用時において、一定期間空けての採用になることを履歴書で確認

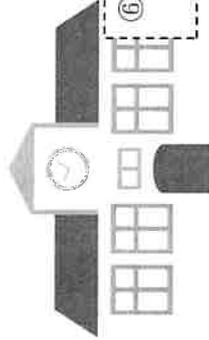


② 年休簿の写し（原本証明済み）を現在の任用校に請求するように指示



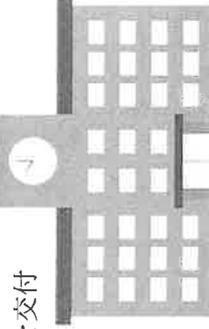
《該当者》

⑦ 正しく付与されているかを確認



《新たな採用校》

⑤ 採用時に年休簿の写し（原本証明済み）を提出



《現在の任用校》

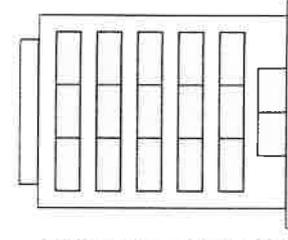
④ 任用終了時に年休簿の写し（原本証明済み）を交付

③ 年休簿の写し（原本証明済み）を請求

【現在の任用校に引き続き採用する場合】

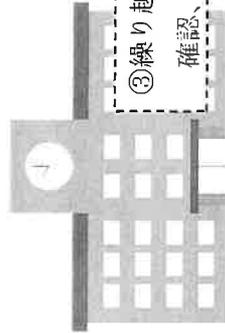
《市町村教育委員会》

① 該当者が新たな任用時において、一定期間空けての採用なることを履歴書で確認



④ 正しく付与されているかを確認

② 繰り越しが発生する該当者であることを知らせる



《現在の任用校》

③ 繰り越し日数を確認、付与

※令和3年度に付与された年次休暇は繰り越すことができる。

※「一定期間」とは、1日から9日までであり、最大で9日間とする（週休日及び休日を含む）。